

## 第5章 環境保全のための措置



## 第5章 環境保全のための措置

本事業では、工事中及び供用時の環境影響要因に対し、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り低減するために、環境保全のための措置を講じる計画である。

本事業における環境保全のための措置の内容は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1(1) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置の内容
地球環境	温室効果ガス	<p><b>ア 施設の稼働に伴う措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外壁には断熱性をもつ部材を使用し、建築物の断熱性を高める。</li> <li>・施設で使用するエネルギー機器（空調機器、給湯機器等）は、エネルギー効率の良いものを採用するように努める。</li> <li>・照明器具はすべて LED 化する。</li> <li>・看板等によりアイドリングストップの周知を行う。</li> </ul>
大気	大気質	<p><b>ア 建設機械の稼働に伴う措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械については、可能な限り最新の排出ガス対策型を使用する。</li> <li>・建設機械の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、負荷の少ない運転を徹底する。</li> <li>・適切な施工計画により、建設機械の集中的な稼働を抑制し、ピークを分散する。</li> <li>・定期的に建設機械の整備及び点検を実施し、装置の不具合や高負荷等を防止することにより、大気汚染物質排出量の増加を抑制する。</li> <li>・解体工事及び新築工事の土工事等では粉じん等の発生及び拡散を抑制するため、計画地内及び周辺道路の散水及び清掃を適切に実施する。</li> </ul> <p><b>イ 工事用車両の走行に伴う措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両については、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用する。</li> <li>・工事用車両の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底する。</li> <li>・定期的に工事用車両の整備及び点検を実施し、車両の不具合等の防止による大気汚染物質排出量の増加を抑制する。</li> <li>・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。</li> </ul> <p><b>ウ 施設関連車両の走行に伴う措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤者は極力、川崎市営バス等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。</li> <li>・施設関連車両に対して、アイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導する。</li> <li>・看板等によりアイドリングストップの周知を行う。</li> </ul>
土壌汚染	土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地の場外に搬出する土壌は汚染の有無を確認のうえ、汚染があれば、運搬に際しては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第 4.1 版）」を遵守する。</li> <li>・場内で仮置き等を行う場合には、特定有害物質等の飛散等を防止するため、シートで覆う等の必要な措置を講じる。</li> <li>・場外処理を行う場合は、許可を得た汚染土壌処理業者に委託し、適正に処理する。</li> <li>・汚染土壌の搬出を行う場合はシートで覆う等の運搬に関する基準を遵守する。</li> </ul>

表 5-1 (2) 環境保全のための措置

環境影響評価項目	環境保全のための措置の内容
騒音・振動 ・低周波音	<p><b>ア 建設機械の稼働に伴う措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械については、可能な限り低騒音型を使用し、工法についても極力騒音の影響が小さい工法を採用する。</li> <li>・計画地敷地境界に高さ 3.0mの鋼製仮囲いを設置する。</li> <li>・建設機械の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、負荷の少ない運転を徹底する。</li> <li>・適切な施工計画により、建設機械の集中的な稼働を抑制する。</li> <li>・定期的な建設機械の整備及び点検を実施し、装置の不具合や高負荷等を防止することにより、騒音の増加を抑制する。</li> </ul> <p><b>イ 工事用車両の走行に伴う措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底する。</li> <li>・定期的な工事用車両の整備及び点検を実施し、車両の不具合等の防止による騒音の増加を抑制する。</li> <li>・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。</li> </ul> <p><b>ウ 冷暖房施設等の設置に伴う措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備機器については、定期的な整備点検を行い、整備不良等による騒音の増加を防止する。</li> </ul> <p><b>エ 施設関連車両の走行に伴う措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤者は極力、川崎市営バス等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。</li> <li>・施設関連車両の規制速度の遵守を徹底する。</li> <li>・施設関連車両に対して、アイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導する。</li> </ul>
振動	<p><b>ア 建設機械の稼働に伴う措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工法について、極力振動の影響が小さい工法を採用する。</li> <li>・建設機械の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、負荷の少ない運転を徹底する。</li> <li>・適切な施工計画により、建設機械の集中的な稼働を抑制する。</li> <li>・定期的な建設機械の整備及び点検を実施し、装置の不具合や高負荷等を防止することにより、振動の増加を抑制する。</li> </ul> <p><b>イ 工事用車両の走行に伴う措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底する。</li> <li>・定期的な工事用車両の整備及び点検を実施し、車両の不具合等の防止による振動の増加を抑制する。</li> <li>・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。</li> </ul> <p><b>ウ 施設関連車両の走行に伴う措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤者は極力、川崎市営バス等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。</li> <li>・施設関連車両の規制速度の遵守を徹底する。</li> <li>・施設関連車両に対して、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導する。</li> </ul>

表 5-1 (3) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置の内容
廃棄物等	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系一般廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「川崎市廃棄物の処理及び再利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」（川崎市要綱）に基づき、本事業の計画建築物である寄宿舎棟の1階に廃棄物保管施設（ゴミ置き場）を設け、分別の徹底を促す。</li> <li>・家庭系一般廃棄物保管施設においては、掲示物等により減量化・資源化を促す。</li> <li>・事業系一般廃棄物については、廃棄物保管施設を設け、許可業者等による収集・運搬及び川崎市等により適切に処理されるよう廃棄物の種類に分別する。</li> </ul>
	産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、積極的に発生を抑制するとともに、分別を徹底し、可能な限り資源化を図る。</li> <li>・工事中に発生する産業廃棄物は、収集・運搬や処分の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守して適正な収集・運搬及び処分を行う。</li> <li>・産業廃棄物管理票により、廃棄物の適正な運搬・処分を確認する。</li> </ul>
	建設発生土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場外に搬出する建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、適正に処理・処分を行う。</li> <li>・建設発生土による粉じん等の発生及び拡散が生じないようにするため、計画地内や周辺道路の散水及び清掃を適切に実施するとともに、建設発生土の仮置き場のシート掛けを行う。</li> <li>・建設発生土の運搬時においては、車両の荷台にシート掛け等の飛散防止を行う。</li> <li>・汚染土壌とそれ以外の建設発生土の置場を区分し、適切に管理する。</li> </ul>
緑	緑の質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽にあたっては、立地条件を考慮して必要に応じて耐風性、耐陰性、耐湿性の樹種を選定する。</li> <li>・緑の構成を配慮し、大景木・高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせるなど、多様な緑の創出を図る。</li> <li>・地被類を植栽し、緑化地内の植栽土壌の飛散を防止する。</li> <li>・植栽基盤の整備計画は、良質な客土を用いる。</li> <li>・樹木などの成長を支援するために適切な土壌厚を確保する。</li> <li>・植栽された樹木の目的（景観に寄与する等）を十分に発揮させるため、樹木の特質に応じた維持管理を行う。</li> <li>・健全育成を図るため、樹木の生育状況に応じた維持管理を行う。</li> </ul>
	緑の量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」、「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画」を踏まえ、計画建築物外周の地上部に可能な限り緑地を設け、魅力的な緑化空間の創出に努める。</li> <li>・緑の構成を配慮し大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせるなど、多様な緑の創出を図る。</li> <li>・植栽された樹木の目的（景観に寄与する等）を十分に発揮させるため、樹木の特質に応じた維持管理を行う。</li> <li>・植栽に生育不良や枯損等を確認した場合には、代替措置等を講じ、良好な植栽環境を維持する。</li> </ul>

表 5-1(4) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置の内容
景観	景観、 圧迫感	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市景観計画に基づく色彩を建築物等へ選定することにより、周辺地域との調和を図る。</li> <li>・壁面にルーバーを設置することにより分節化を図り、圧迫感の低減を図る。</li> <li>・「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」、「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画」を踏まえ、計画建築物外周の地上部に可能な限り緑地を設ける。</li> <li>・植栽にあたっては、大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせる等、多様な緑の創出を図るとともに、計画的な維持管理を実施し、樹木等の良好な育成を図ることにより、圧迫感の低減を図る。</li> <li>・道路境界部を中心に積極的な緑化に努め、緑豊かなゆとりのある景観を形成する計画とする。</li> <li>・臨海部の夜間景観を意識し、それぞれの施設の特徴を活かしながら、街なみに調和する照明計画を行う。</li> </ul>
構造物の 影響	日照阻害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日影への影響に配慮し、可能な限り建築物を計画地の南側に配置する。</li> </ul>
	テレビ受信 障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ電波受信障害について、問い合わせ窓口の設置を周知し、受信障害が発生した時には、その原因を確認する。</li> <li>・本事業に起因する障害が発生したことが明らかになった場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分に協議し、必要な対策を実施する。</li> <li>・工事中におけるテレビ電波の受信障害に対しては、クレーンの未使用時（作業時間中及び台風等強風時は除く）には、ブームを電波到来方向に向ける等の適切な障害防止対策を講じる。</li> </ul>
	風害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内に常緑の大景木、高木を設置し、風害を低減する。</li> <li>・健全育成を図るため、樹木の生育状況に応じた維持管理を行う。</li> </ul>
地域交通	交通安全、 交通混雑	<p><b>ア 工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地周辺の小中学校の登校時間帯を考慮し工事用車両の出入りの時間調整に努める。</li> <li>・工事用車両出入口に適宜誘導員を配置し、歩行者の安全確保と交通渋滞等の発生防止に努める。</li> <li>・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。</li> <li>・工事用車両の運転者に対し、随時安全運転教育を実施し、交通法規を遵守することはもとより安全運転を徹底し、一般車両、歩行者及び自転車の安全を確保する。</li> <li>・工事用車両の運転者に対し、ガードレールが整備されていないなど交通安全施設が十分でない箇所などでは特に徐行運転に心がけることや横断歩道前では歩行者等の確認を十分に行うなどの安全運転を徹底する。</li> <li>・周辺の混雑状況を確認し、工事に支障のない範囲で適宜、運搬時間帯を調整する。</li> <li>・工事用車両の待機場所を計画地内に確保し、周辺に待機車両が発生しないよう努める。</li> </ul> <p><b>イ 供用時</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤者は極力、川崎市営バス等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。</li> <li>・施設関連車両の運転者に対し、随時安全運転教育を実施し、交通法規を遵守することはもとより安全運転を徹底し、一般車両、歩行者及び自転車の安全を確保する。</li> <li>・施設関連車両の運転者に対し、ガードレールが整備されていないなど交通安全施設が十分でない箇所などでは特に徐行運転に心がけることや横断歩道前では歩行者等の確認を十分に行うなどの安全運転を徹底する。</li> </ul>

## 第6章 環境配慮項目に関する措置



## 第6章 環境配慮項目に関する措置

環境配慮項目に関する措置は、表 6-1 に示すとおりである。

本事業では、工事中及び供用時に、環境影響評価項目以外で、地域環境及び地球環境に配慮すべき項目として、下記に示す措置を講じる計画である。

表 6-1(1) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	環境配慮措置	
	工事中	供用時
有害化学物質	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少量危険物、危険物は消防法等に準拠し、適切に倉庫を設け、取扱い体制、保安体制を明確にする。</li> <li>・有害化学物質を排出する際は各テナントにて廃液管理のチェックシート等を作成し、適切に廃棄する。</li> </ul>
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震時の建築物倒壊等の被害を及ぼさないよう耐震性に配慮した構造とする。</li> <li>・建築物の不燃化（耐火建築物）により、防災性を向上させる。</li> <li>・定期的に防災訓練を実施し、災害に対する意識を高め、災害時対応が円滑に行えるよう準備・訓練する。</li> </ul>
生物多様性	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の構成を配慮し、大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせるなど、多様な緑の創出を図ることで、多様な生物の生息・生育環境を創出する。</li> <li>・ムラサキシキブ、アベリア、ローズマリー等の花や実をつける植栽を採用する。</li> <li>・ケヤキ等の落葉樹を採用する。</li> </ul>
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械及び工事用車両は工程会議等における調整により最適化を図り、効率的な運用を図る。</li> <li>・建設機械の稼働や工事用車両の運転においては、運転手への教育により待機中のアイドリングストップやエコドライブ等を徹底するための周知を行い、温室効果ガス排出の削減を図る。</li> <li>・工事用車両については、可能な限り最新の低燃費車を使用し、温室効果ガス排出量の削減やエネルギー使用量の低減を図る。</li> <li>・低炭素型の建築資材（低炭素型コンクリート等）の活用を検討する。</li> </ul>	—

表 6-1(2) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	環境配慮措置	
	工事中	供用時
気候変動の影響への適応	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調等、高効率の設備機器を導入し、人工排熱を低減する。</li> <li>・緑地は、「川崎市緑化指針」、「地域環境管理計画」に基づき、敷地面積に対して約15%以上の緑被面積を確保し、可能な限り人工被覆を削減することで、ヒートアイランド現象の緩和に努める。</li> <li>・遮熱性の高い窓や断熱材等を採用し、エネルギー使用量の低減を行う。</li> </ul>
資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源循環に取り組むため、建設現場での廃棄物の分別を徹底し、建設資材の有効利用、再利用を図り、資源の循環型社会に貢献する。</li> <li>・省梱包等により段ボール梱包材の削減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の供用に伴う廃棄物については、廃棄物保管施設において、資源物等を分別し、廃棄物のリサイクルに貢献する。</li> <li>・節水型トイレ等を採用し、水資源の保全に努める。</li> </ul>

## 第7章 環境影響の総合的な評価



## 第7章 環境影響の総合的な評価

本事業は、研究施設の建設を行うものである。

本事業では、研究施設を工業地帯に建設することから、工業地域の景観など周辺環境との調和に配慮した建築物配置・色彩とし、「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」等を踏まえ、建築物外周の地上部に可能な限り多様な緑による緑化地を設けることにより、魅力的な緑化空間の創出を図る。また、近接する浜町交差点、鋼管通り交差点、浜川崎駅入口交差点の渋滞等に配慮するため、通勤者は極力、川崎市営バス等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う等、交通環境への配慮も実施する。

なお、工事中においては、車両出入口への交通誘導員の適宜配置、作業員への安全教育等の安全対策、工事区域及び周辺道路の散水・清掃、アイドリングストップ等のエコドライブ、建設機械及び工事用車両の整備・点検等の環境保全対策等を行う計画である。

本事業に係る環境影響評価の結果は、表 7-1 に示すとおりであり、温室効果ガス、大気質、土壌汚染、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照障害、テレビ受信障害、風害及び地域交通（交通安全・交通混雑）については、環境負荷を生じさせる可能性があるものの、各種の環境保全のための措置を講じることにより、その影響を低減し、環境保全目標を満足することができると思われる。

また、緑の質及び緑の量については、良質な客土により樹木等の生育に適した植栽基盤の整備を図るとともに、目標とする緑被率等及び緑の量的水準を満足し、さらに、維持管理計画に基づき樹木等の健全な育成を図る等の環境保全のための措置を講じることにより、緑の適切な回復育成が図られるものと思われる。

有害化学物質、地震時等の災害、生物多様性、地球温暖化対策、気候変動の影響への適応、資源といった環境配慮すべき項目に対しても、事業内容と立地環境特性を勘案し、各種の措置を講じる計画である。

以上のことから、本事業は、周辺地域の環境の保全に適切に配慮した事業であると評価する。

表 7-1(1) 環境影響評価の結果（概要）

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
地球環境	温室効果ガス	<p><b>ア 施設の稼働に伴う温室効果ガス</b></p> <p>研究施設における標準設備のエネルギー消費量は電力が約 8,849.9 千 kWh/年、ガスが約 554.3 千 m<sup>3</sup>/年、二酸化炭素排出量は約 5,127.6t-CO<sub>2</sub>/年と予測した。また、計画設備のエネルギー消費量は電力が約 7,703.0 千 kWh/年、ガスが約 488.9 千 m<sup>3</sup>/年、二酸化炭素排出量は約 4,476.3t-CO<sub>2</sub>/年と予測した。</p> <p>二酸化炭素排出抑制対策を講じなかった場合と比較すると、二酸化炭素排出抑制対策を講じることによる二酸化炭素排出量の削減量は約 651.3t-CO<sub>2</sub>/年、削減率は約 12.7%と予測した。</p> <p>寄宿舎棟における標準設備のエネルギー消費量は電力が約 265.7 千 kWh/年、ガスが約 26.9 千 m<sup>3</sup>/年、二酸化炭素排出量は約 174.9t-CO<sub>2</sub>/年と予測した。また、計画設備のエネルギー消費量は電力が約 240.0 千 kWh/年、ガスが約 24.5 千 m<sup>3</sup>/年、二酸化炭素排出量は約 158.4t-CO<sub>2</sub>/年と予測した。</p> <p>二酸化炭素排出抑制対策を講じなかった場合と比較すると、二酸化炭素排出抑制対策を講じることによる二酸化炭素排出量の削減量は約 16.5t-CO<sub>2</sub>/年、削減率は約 9.4%と予測した。</p> <p>本事業では、建築物の外壁には断熱性をもつ部材を使用し、建築物の断熱性を高めるなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、事業者として実行可能な範囲で環境保全のための措置を講じることにより、温室効果ガスの排出量を抑制できると評価する。</p>
大気	大気質	<p><b>ア 建設機械の稼働に伴う大気質</b></p> <p>建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.0400ppm であり、環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足し、浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2%除外値）は 0.0385mg/m<sup>3</sup> であり、環境保全目標（0.10mg/m<sup>3</sup> 以下）を満足すると予測した。</p> <p>また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1 時間値）の最大値は、二酸化窒素は 0.1035~0.1705ppm であり、環境保全目標（0.2ppm 以下）を満足すると予測した。浮遊粒子状物質は 0.0427~0.0676mg/m<sup>3</sup> であり、環境保全目標（0.20mg/m<sup>3</sup> 以下）を満足すると予測した。</p> <p>本事業の工事においては、建設機械については、可能な限り最新の排出ガス対策型を使用するなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、本事業の工事に伴う建設機械の稼働は、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。</p> <p><b>イ 工事中車両の走行に伴う大気質</b></p> <p>工事中車両の走行に伴う道路端における長期将来濃度は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）は 0.03464~0.03486ppm で、環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足すると予測した。浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2%除外値）は 0.03424~0.03427mg/m<sup>3</sup> で、環境保全目標（0.10mg/m<sup>3</sup> 以下）を満足すると予測した。</p> <p>本事業の工事においては、工事中車両について、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用するなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、本事業の工事に伴う工事中車両の走行は、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。</p>

表 7-1(2) 環境影響評価の結果（概要）

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
大気	大気質	<p><b>ウ 施設関連車両の走行に伴う大気質</b></p> <p>施設関連車両の走行に伴う道路端における長期将来濃度は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）は 0.03465～0.03499ppm であり、環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足すると予測した。浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2% 除外値）は 0.03425～0.03429mg/m<sup>3</sup> であり、環境保全目標（0.10mg/m<sup>3</sup> 以下）を満足すると予測した。</p> <p>本事業においては、施設関連車両に対して、アイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導するなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、本事業の供用に伴う施設関連車両の走行は、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。</p>
土壌汚染	土壌汚染	<p>本事業では計画地が形質変更時要届出区域に指定されていることから、汚染土壌が確認されている範囲において工事を実施する場合は、汚染土壌は土壌汚染対策法等、関係法令に基づき適切に処理すること、また、汚染土壌の運搬に際しては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第 4.1 版）」を遵守するとともに、汚染土壌の処理に際しては、許可を得た汚染土壌処理業者に委託し、適正に処理する。これらから、汚染土壌の適切な処理・処分を行うものと予測した。</p> <p>また、場内で仮置き等を行う場合には、特定有害物質等の飛散等を防止するため、シートで覆う等の必要な措置を講じるなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、人の健康保護の視点からみて必要な水準を超えないものと評価する。</p>
騒音・振動 ・低周波音	騒音	<p><b>ア 建設機械の稼働に伴う騒音</b></p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、計画地北側敷地境界付近で最大 65.0 デシベルであり、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測した。</p> <p>本事業の工事においては、建設機械について可能な限り低騒音型を使用するなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、本事業の工事に伴う建設機械の稼働に伴う騒音は、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p><b>イ 工事用車両の走行に伴う騒音</b></p> <p>地点 No. 1 の工事中交通量による等価騒音レベルは 63.4～64.0 デシベルであり、環境保全目標（70 デシベル以下）を満足すると予測する。なお、工事用車両による増加レベルは 0.3 デシベルであることから影響は小さいと予測した。</p> <p>地点 No. 3 の工事中交通量による等価騒音レベルは 63.1 デシベルであり、環境保全目標（65 デシベル以下）を満足すると予測する。なお、工事用車両による増加レベルは 0.0 デシベルであることから影響は小さいと予測した。</p> <p>本事業の工事においては、工事用車両の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底するなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、本事業の工事に伴う工事用車両の走行は、沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。</p>

表 7-1(3) 環境影響評価の結果 (概要)

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
騒音・振動 ・低周波音	<p><b>ウ 冷暖房施設等の設置に伴う騒音</b>            計画敷地境界における冷暖房設備等からの騒音レベルは、朝・昼間・夕が最大 58.8 デシベル、夜間が最大 54.8 デシベルであり、各時間帯において環境保全目標（55～70 デシベル）を満足すると予測した。            本事業の実施においては、設備機器については、定期的な整備点検を行い、整備不良等による騒音の増加を防止する環境保全のための措置を講じる。            以上のことから、本事業の実施に伴う冷暖房施設等の設置に伴う騒音は、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p><b>エ 施設関連車両の走行に伴う騒音</b>            地点 No. 1 の将来交通量による等価騒音レベルは 63.9～64.4 デシベルであり、環境保全目標（70 デシベル以下）を満足すると予測する。なお、施設関連車両による増加レベルは 0.0 デシベルであることから影響は小さいと予測した。            地点 No. 2 の将来交通量による等価騒音レベルは 66.8～67.6 デシベルであり、環境保全目標（70 デシベル以下）を満足すると予測する。なお、施設関連車両による増加レベルは 0.1 デシベルであることから影響は小さいと予測した。            地点 No. 3 の将来交通量による等価騒音レベルは 63.4 デシベルであり、環境保全目標（65 デシベル以下）を満足すると予測する。なお、施設関連車両による増加レベルは 0.3 デシベルであることから影響は小さいと予測した。            本事業においては、施設関連車両の規制速度の遵守を徹底するなどの環境保全のための措置を講じる。            以上のことから、本事業の供用に伴う施設関連車両の走行は、沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。</p>
	<p><b>ア 建設機械の稼働に伴う振動</b>            建設機械の稼働に伴う振動レベルは、計画地南側敷地境界で最大 60.7 デシベルであり、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測した。            本事業の工事においては、工法について、極力振動の影響が小さい工法を採用するなどの環境保全のための措置を講じる。            以上のことから、本事業の工事に伴う建設機械の稼働に伴う振動は、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p><b>イ 工事用車両の走行に伴う振動</b>            地点 No. 1 の工事中交通量による振動レベルは昼間 42.8 デシベル、夜間 40.6 デシベルであり、環境保全目標（昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下）を満足すると予測した。            地点 No. 3 の工事中交通量による振動レベルは夜間 42.4 デシベルであり、環境保全目標（夜間 65 デシベル以下）を満足すると予測した。            本事業の工事においては、工事用車両の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底するなどの環境保全のための措置を講じる。            以上のことから、本事業の工事に伴う工事用車両の走行は、沿道の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>

表 7-1 (4) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
騒音・振動 ・低周波音	振動	<p><b>ウ 施設関連車両の走行に伴う振動</b></p> <p>地点 No. 1 の将来交通量による振動レベルは昼間 43.2 デシベル、夜間 40.8 デシベルであり、環境保全目標（昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下）を満足すると予測した。</p> <p>地点 No. 2 の将来交通量による振動レベルは昼間 41.6～42.3 デシベル、夜間 39.1～39.8 デシベルであり、環境保全目標（昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下）を満足すると予測した。</p> <p>地点 No. 3 の将来交通量による振動レベルは昼間 45.0 デシベル、夜間 42.6 デシベルであり、環境保全目標（昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下）を満足すると予測した。</p> <p>本事業においては、施設関連車両に対して、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導するなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、本事業の供用に伴う施設関連車両の走行は、沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。</p>
廃棄物等	一般廃棄物	<p>本事業の実施に伴い発生する家庭系一般廃棄物の 1 日あたりの排出量の合計は約 72kg/日と予測した。</p> <p>供用時に発生する家庭系一般廃棄物は、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」に基づく廃棄物保管施設を設け、分別排出を徹底することにより、川崎市等により適正に処理（収集、運搬、処分）されると予測した。</p> <p>また、本事業の実施に伴い発生する事業系一般廃棄物の 1 日あたりの排出量の合計は約 14kg/日と予測した。</p> <p>供用時に発生する事業系一般廃棄物は、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」に基づく廃棄物保管施設を設け、分別排出を徹底することにより、許可業者等による収集・運搬及び川崎市等による適正な処分が実施されると予測した。</p> <p>廃棄物保管施設においては、家庭系一般廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「川崎市廃棄物の処理及び再利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」（川崎市要綱）に基づき、本事業の計画建築物である寄宿舎棟の 1 階に廃棄物保管施設（ゴミ置き場）を設け、分別の徹底を促すこと、また、事業系一般廃棄物については、廃棄物保管施設を設け、許可業者等による収集・運搬及び川崎市等により適切に処理されるよう廃棄物の種類に分別するなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障がないと評価する。</p>

表 7-1 (5) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
廃棄物等	産業廃棄物	<p>工事の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量の合計は約 3,458 t であり、再資源化量の合計は約 3,060 t (約 88.5%)、最終処分量の合計は約 398 t (約 11.5%) と予測した。建設汚泥の発生量は、約 23,457 t であり、再資源化量は 22,612 t (約 96.4%)、最終処分量は約 845 t (約 3.6%) と予測した。</p> <p>処理・処分方法は、発生した産業廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき積極的に発生抑制するとともに、分別の徹底や可能な限り資源化を図る等を行い、収集・運搬や処分の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者への委託により適正に収集・運搬及び処分を行うと予測した。</p> <p>工事中に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、積極的な発生抑制に努めるとともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図るなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
	建設発生土	<p>建設発生土の発生量は約 27,409m<sup>3</sup> と予測した。</p> <p>建設発生土は計画地での埋戻し及び保管等が困難であるため、全量を場外搬出する計画であり、許可を受けた処分場に搬出することから、建設発生土は適正に処理・処分されると予測した。</p> <p>本事業の工事においては、場外に搬出する建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、適正に処理・処分を行うなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
緑	緑の質	<p>本計画において選定した主な植栽予定樹種は、計画地周辺の緑化地において良好な生育が確認されている種や、「川崎市および周辺の植生-環境保全と環境保全林創造に対する植生学的研究-」、「神奈川県における潜在自然植生」において潜在自然植生構成種とされている樹種も含まれる。</p> <p>また、本計画の緑地は計画建築物近傍に位置していることから、「川崎市緑化指針」を参考に全体的に耐風性、耐陰性及び耐湿性を考慮した樹種を選定した。表中において「地域の適合性」として記載がない種も、関東地方では一般的に植栽用として用いられている樹種である。</p> <p>したがって、主な植栽予定の樹種は、計画地の環境特性に適合するものと予測した。</p> <p>植栽基盤の必要土壌量については緑化地面積約 2,384 m<sup>2</sup> に対して約 1,917 m<sup>3</sup> と予測した。</p> <p>本事業の実施においては、植栽基盤の整備計画は、良質な客土を用いることや健全育成を図るため、樹木の生育状況に応じた維持管理を行うなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、緑の適切な回復育成が図られると評価する。</p>

表 7-1 (6) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
緑	緑の量	<p>本事業における供用時の緑被率は約 15.0%となり、本計画は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準の緑被率（15.0%）を満足すると予測した。</p> <p>また、高木（大景木）162 本、中木 264 本及び低木 1,698 本を植栽する計画であり、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足すると予測した。</p> <p>本事業の実施においては、「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」、「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画」を踏まえ、計画建築物外周の地上部に可能な限り緑地を設け、魅力的な緑化空間の創出に努めるなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、緑の適切な創出、回復育成が図られると評価する。</p>
景観	景観、 圧迫感	<p>計画地周辺の主要な景観構成要素は、首都高速神奈川 1 号横羽線及び JR 東海道線（貨物支線）等の道路・鉄道及び工場等の工作物が景観構成要素となっており、地域景観の特性としては工業地域の人工的な景観の特性となっている。</p> <p>このような地域に、計画建築物が新たに出現することにより、南渡田地区では高層の建築物となるが、景観構成要素の首都高速神奈川 1 号横羽線及び JR 東海道線（貨物支線）等の道路・鉄道及び工場等の工作物の人工的な景観の中に新たに人工的な計画建築物が追加されるため、現況からの景観構成要素に変化はないと予測した。</p> <p>地域景観の特性の変化は、現況の地域景観の特性は工業地域の人工的な景観の特性となっているが、現況からの景観構成要素に変化はないため、現況の地域景観の特性に変化はなく、現況と同様に工業地域の人工的な景観の特性になると予測する。</p> <p>計画建築物等が出現することにより眺望は変化するが、計画地方向を望むと工業地域と調和した景観になると予測した。</p> <p>また、その他の方向からは工業地域の人工的な景観要素が加わるが、景観要素に変更はなく、工業地域の人工的な景観を形成するものと予測した。</p> <p>形態率の変化の程度は、4.8～43.6%の増加があると予測した。</p> <p>本事業の実施において、川崎市景観計画に基づく色彩を建築物等へ選定することにより、周辺地域との調和を図るなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、計画建築物等は周辺環境と調和が保たれるもの、また、生活環境の保全に支障のないものと評価する。</p>

表 7-1 (7) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
日照障害	<p>冬至日（平均地盤面±0m）において日影の範囲に含まれる既存建築物は313棟であり、その内訳は、日影時間1時間未満が242棟、1時間以上2時間未満が39棟、2時間以上3時間未満が27棟、3時間以上4時間未満が5棟と予測した。そのうち、日照障害の影響に特に配慮すべき施設等の棟数は、1時間未満が2棟、1時間以上2時間未満が1棟、2時間以上3時間未満が1棟と予測した。</p> <p>関係法令に基づく日影規制の測定水平面における日影（冬至日の平均地盤面+4m）は、日影規制が定められている区域に及ぶことはないと予測した。</p> <p>川崎市立臨港中学校の日影時間は朝方の1時間未満であり日影の影響はほとんどないと予測した。有料老人ホームばんだの日影時間は2時間以上3時間未満となるが、南側には建築物及び首都高速神奈川1号横羽線があり、計画建築物の日影の影響はほとんどないと予測した。浜町なかよし公園の日影時間は朝方の1時間未満であること、また周囲を高層建築物に囲まれていることから日影の影響はほとんどないと予測した。</p> <p>浜町第3公園の供用後の日影時間は現況と同様であり、計画建築物の日影の影響はないと予測した。</p> <p>本事業の実施においては、計画建築物による日影が近隣住宅の住環境に及ぼす影響の低減を図るために、日影への影響に配慮し、可能な限り建築物を計画地の南側へ配置する環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、本事業の実施に伴う計画建築物の日影は、計画地周辺の住環境に著しい影響を与えないと評価する。</p>
構造物の影響	<p>本事業の実施における地上デジタル放送の遮へい障害範囲は、東京スカイツリーの広域局については、南南西方向（最大距離約650m、最大幅約270m）に遮へい障害が発生し、遮へい障害予測範囲内の建築物は54棟であり、ケーブルテレビ等に未加入で個別に受信を行っている2棟については、遮へい障害が生じる可能性があるとして予測した。</p> <p>東京スカイツリーの県域局については、南南西方向（最大距離約1,850m、最大幅約270m）に遮へい障害が発生し、遮へい障害予測範囲内の建築物は199棟であり、ケーブルテレビ等に未加入で個別に受信を行っている5棟については、遮へい障害が生じる可能性があるとして予測した。</p> <p>横浜局については、東南東方向（最大距離約480m、最大幅約180m）に遮へい障害が発生し、遮へい障害予測範囲内の建築物等62棟であり、そのうち3棟がケーブルテレビ等に加入し、ケーブルテレビ等に未加入で個別に受信を行っている2棟については、遮へい障害が生じる可能性があるとして予測する。</p> <p>地上デジタル放送の反射障害については、地上デジタル放送の伝送方式が持つ特性等から、地域的な反射障害としてはほとんど生じないものと予測した。</p> <p>衛星放送では、BS放送及びCS放送（JCSAT-110A）については東北東方向（最大距離約60m、最大幅230m）に遮へい障害が発生すると予測した。</p> <p>CS放送（JCSAT-3A及びJCSAT-4B）については北東方向（最大距離約30m、最大幅230m）に遮へい障害が発生し、遮へい障害予測範囲内の建築物は2棟あるが、南渡田地区北地区の基盤整備により、現況の建築物は撤去される計画である。</p> <p>本事業の実施においては、テレビ電波受信障害について、問い合わせ窓口の設置を周知し、受信障害が発生した時にはその原因を確認するなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、計画地周辺においては遮へい障害が生じる可能性はあるものの環境保全のための措置を講じることにより、良好な受像画質は維持され、かつ、現状を悪化しないものと評価する。</p>

表 7-1 (8) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
構造物の影響	風害	<p>建設後は北側の住居地域では計画建築物による影響はほとんどないと予測した。</p> <p>計画地南側は建設前からランク 3 及び 4 が比較的多くみられるが、建設後（対策前、対策後）も同様の傾向であると予測する。また、建設後（対策後）は計画地南東側の東西道路でランク 4 が生じると予測した。</p> <p>建設後（対策後）は大景木及び高木を防風植栽として予測したが、防風植栽によりランクが改善した地点付近及びランク 4 が出現する地点付近に常緑樹を配置することとする。</p> <p>本事業においては、計画地内に常緑の大景木、高木を設置し、風害を低減するなど環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、本事業の実施に伴う風環境への影響は、計画地に近接する地点に限られ、北側の住居地域への影響はほとんどないことから、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p>
地域交通	交通安全、交通混雑	<p><b>ア 工事中車両の走行に伴う交通安全への影響</b></p> <p>工事中車両（大型車）の主要な入庫・出庫ルートである一般県道 101 号扇町川崎停車場線、主要地方道 6 号東京大師横浜線は全区間でマウントアップが整備されており、主要地方道 6 号東京大師横浜線の大部分ではマウントアップに加えてガードレールが設置されている。</p> <p>工事中車両（大型車）の主要な入庫・出庫ルートは、大島小学校の通学路と一部重複する箇所があるが、通学路はマウントアップによる歩道や横断歩道が整備されている。</p> <p>工事中車両（小型車）のみの入庫ルートである市道鋼管通 66 号線は一部ガードレールの設置があるもののマウントアップ等の歩車分離の安全対策は施されていないが、通行する車両は小型車のみであり、通行の際には歩行者の安全に十分留意するよう注意喚起を行う。</p> <p>また一般県道 101 号扇町川崎停車場線、主要地方道 6 号東京大師横浜線、市道鋼管通 66 号線に設置される工事中車両出入口には、適宜交通整理員を配置し、工事中車両の出入りの際には歩行者等の安全を確保する。</p> <p>したがって工事中車両の主要な入庫・出庫ルートは、マウントアップ等による歩車分離の安全対策がなされており、歩行者等の交通安全は概ね確保できると予測するが、市道鋼管通 66 号線のように一部区間において十分な交通安全施設が整備されていない区間があることから歩行者等への交通安全の配慮が必要であると予測する。以上のことから、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p> <p><b>イ 工事中車両の走行に伴う交通混雑への影響</b></p> <p>工事中の交差点需要率は 0.480～0.601 であり、いずれの地点も「需要率の上限値」を下回ると予測した。また、本事業による工事中車両が走行する車線における工事中の混雑度は 0.042～0.891 であり、全ての車線で「円滑な交通処理が可能と判断される混雑度 1.0」を下回ると予測する。</p> <p>本事業においては、工事中は周辺の混雑状況を確認し、工事に支障のない範囲で適宜、運搬時間帯を調整するなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p>

表 7-1 (9) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
<p>地域交通</p>	<p>交通安全、 交通混雑</p> <p><b>ウ 施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響</b></p> <p>施設関連車両の主要な入庫・出庫ルートである一般県道 101 号扇町川崎停車場線、主要地方道 6 号東京大師横浜線、市道南幸町渡田線は全区間でマウントアップが整備されており、主要地方道 6 号東京大師横浜線の大部分ではマウントアップに加えてガードレールが設置されている。市道鋼管通 66 号線は一部ガードレールの設置があるもののマウントアップ等の歩車分離の安全対策は施されていないが、通行する施設関連車両は小型車のみであり、従業員に対しては通行の際には歩行者の安全に十分留意するよう注意喚起を行う。</p> <p>施設関連車両の主要な入庫・出庫ルートは、大島小学校及び渡田小学校の通学路と一部重複または横断する箇所があるが、通学路はマウントアップによる歩道や横断歩道が整備されている。</p> <p>また、JFE が行う基盤整備事業で開発区域内に南北道路及び東西道路が整備される予定であり、その道路に対しマウントアップされた歩道が整備予定である。</p> <p>したがって、施設関連車両の主要な入庫・出庫ルートの大部分はマウントアップ等の歩車分離による交通安全対策がなされており、歩行者等の交通安全は概ね確保できると予測するが、市道鋼管通 66 号線のように一部区間において十分な交通安全施設が整備されていない区間があることから歩行者等への交通安全の配慮が必要であると予測した。</p> <p>本事業の実施にあたっては、施設の従業員に対し、公共交通機関での通勤を呼びかけるほか、歩行者等の安全に十分留意するよう注意喚起を行う等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、本事業の施設関連車両の走行に伴い、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p> <p><b>エ 施設関連車両の走行に伴う交通混雑への影響</b></p> <p>供用時の各交差点の需要率は 0.494～0.739 であり、「需要率の上限値」を下回ると予測した。また、供用時の混雑度は 0.069～0.927 であり、全ての車線で「円滑な交通処理が可能と判断される混雑度 1.0」を下回ると予測した。</p> <p>本事業においては、従業員等に対して、公共交通機関の利用を促すなどの環境保全のための措置を講じる。</p> <p>以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。</p>

## 第 8 章 事後調査計画



## 第8章 事後調査計画

### 8.1 事後調査の目的

事後調査は、事業者自らが工事中及び供用後の環境の状況等について調査を実施し、予測・評価結果の検証を行うとともに、本事業の実施に伴い大きな影響が生じている場合には、新たな環境保全のための措置を適切に講ずることにより、環境への影響の低減を図り、適正な事業実施に資することを目的とする。

### 8.2 事後調査の項目

事後調査を実施する項目は、環境に及ぼす影響の程度が大きい項目、予測の不確実性が大きく、予測結果の検証を要する項目などとされており、本事業においては、「第4章 環境影響評価」の結果を踏まえ、表8.2-1に示すとおりとする。

表 8.2-1 事後調査の項目

対象時期	項目
供用時	緑（緑の質）

### 8.3 事後調査の内容

#### 8.3.1 緑（緑の質）

緑の質に係る調査項目等は、表8.3-1に示すとおりである。

緑の質については、「第4章 環境影響評価 4.6 緑 4.6.1 緑の質」の項に示したとおり、供用時には緑の適切な回復育成が図られるものと評価している。

しかしながら、緑の回復育成の予測結果は、植栽後の天候や気象条件、事業に伴い創出される新たな生育環境の状況により不確実性を伴うことから、植栽樹木の生育状況を確認するため、事後調査を実施する。

調査項目は植栽基盤の整備状況、植栽樹木の樹木活力度及び維持管理状況とし、予測・評価結果の検証を行う。

表 8.3-1 緑の質に係る調査内容（供用時）

区 分	内 容
調査項目	①植栽基盤の整備状況 ②植栽樹木の樹木活力度 ③植栽樹木の維持管理状況
調査時期	工事完了後 3 年目の夏から秋頃の適切な時期に 1 回
調査地点	計画地内
調査方法	①植栽基盤の整備状況 客土の整備状況を工事関連資料等の整理及び現地確認により調査する。 ②植栽樹木の樹木活力度 樹木の樹形、樹勢等を観察し、「造園施工管理 技術編」（昭和 50 年 10 月、社団法人日本公園緑地協会）の樹木活力度調査の判定基準を基に総合的に判定するとともに、樹木の生育状況の変化の程度を主要な視点場から把握する。 ③植栽樹木の維持管理状況 植栽樹木の維持管理状況を施設管理者へのヒアリング等により調査する。

## 第9章 関係地域の範囲



## 第9章 関係地域の範囲

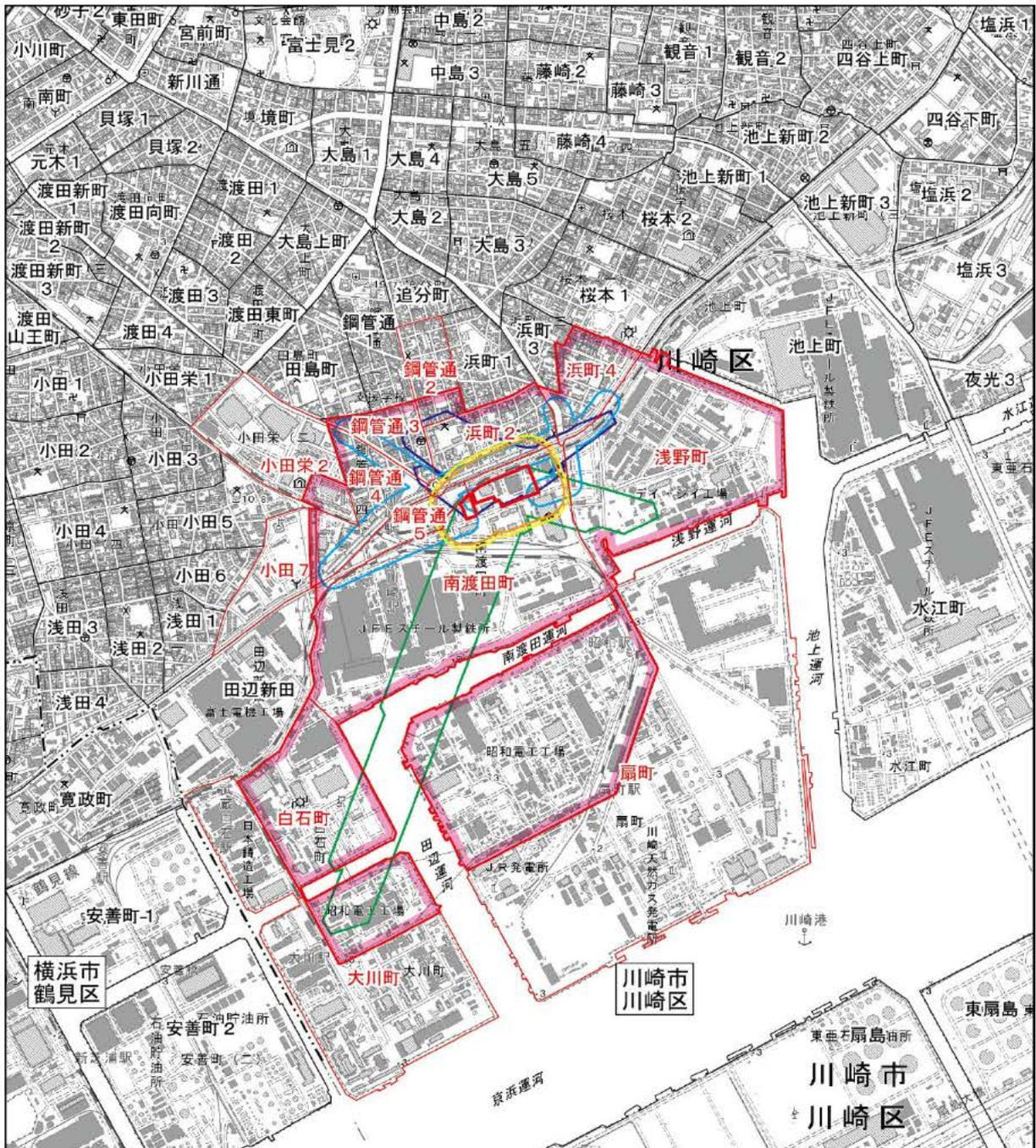
関係地域は、環境影響評価の結果を踏まえ、本事業の実施に伴い、環境への影響が及ぶ可能性のある地域とし、以下の地域を包含する範囲を設定した。

- ・建設機械の稼働による大気質、騒音、振動及び冷暖房施設等の設置による騒音の影響範囲（計画地敷地境界から約100mの範囲）
- ・工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動の影響範囲（走行経路沿道約50mの範囲）
- ・日照障害の影響範囲
- ・テレビ受信障害の影響範囲
- ・風害の影響範囲（建物高さの2倍（約114m）の範囲）

関係地域は、表9-1及び図9-1に示すとおりである。

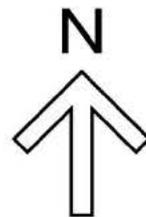
表9-1 関係地域の範囲

市区名	関係町丁名
川崎市川崎区	鋼管通5丁目 鋼管通2丁目の一部 鋼管通3丁目 鋼管通4丁目 小田栄2丁目の一部 小田7丁目の一部 浜町2丁目 浜町4丁目 浅野町 南渡田町 白石町の一部 扇町の一部 大川町の一部

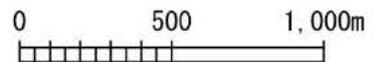


凡例

- 計画地
- 市界
- 町丁界
- 計画地から100mの範囲
- 工事車両・施設関係車両の走行経路沿道50mの範囲
- 等時間日影図の日影範囲
- 電波障害の発生が予測される地域
- 風害の影響範囲
- 関係地域



1:25,000



注：本図は、国土院電子地形図25000を用いて作成したものである。

図 9-1 関係地域範囲図

## 第 10 章 その他



## 第10章 その他

### 10.1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類

表 10-1 必要な主な許認可等

根拠法令	主な許認可等の種類
建築基準法第6条	建築物の建築等に関する申請及び確認
景観法第16条	建築物の新築の届出
土壤汚染対策法第4条	3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更を行う場合に届出
土壤汚染対策法第12条	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出

### 10.2 条例環境影響評価準備書の作成者及び業務受託者の名称及び住所

#### (1) 条例環境影響評価準備書の作成者

名 称：ヒューリック株式会社

代表者：代表取締役 前田 隆也

所在地：東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号

#### (2) 業務受託者

名 称：株式会社エスパシオコンサルタント

代表者：代表取締役 西村 亘

所在地：東京都中央区新川1丁目6番1号 アステール茅場町8階

### 10.3 事業内容等に関する問い合わせ窓口

#### (1) 環境影響評価について

窓 口：株式会社エスパシオコンサルタント 環境企画部

電 話：03-6734-9640

F A X：03-6222-2207

#### (2) 事業計画等について

窓 口：ヒューリック株式会社 バリューアッド事業部

電 話：03-5623-8145

F A X：03-5623-8128

## 10.4 参考とした資料の目録

1. 「電子地形図 25000」(国土地理院)
2. 「地理院地図」(電子国土 Web)
3. 「川崎都市計画都市再開発の方針」(平成 29 年 3 月、川崎市)
4. 「南渡田地区拠点整備基本計画」(川崎市、令和 4 (2022) 年 8 月)
5. 「川崎都市計画マスタープラン川崎区構想」(川崎市、令和 3 (2021) 年 8 月改定版)
6. 「川崎市総合計画」(平成 28 年 3 月 川崎市)
7. 「臨海部ビジョン」(平成 30 年 3 月 川崎市)
8. 「南渡田地区拠点整備計画策定に向けた中間とりまとめ」(令和 2 年 4 月 川崎市)
9. 「川崎市緑の基本計画」(平成 30 (2018) 年 3 月、川崎市)
10. 「川崎市緑化指針」(2022 年 (令和 4 年) 2 月一部改正、川崎市)
11. 「川崎市景観計画」(2018 年 12 月改定、川崎市)
12. 「臨海部色彩ガイドライン」(川崎市)
13. 「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画」(2012 (平成 24) 年 6 月、川崎市)
14. 「地域環境管理計画」(令和 3 年 3 月改定、川崎市)
15. 「建設副産物適正処理推進要綱」(平成 14 年 5 月 30 日改正、国土交通省)
16. 「川崎市大気環境情報」(令和 6 年 1 月閲覧、川崎市 HP)
17. 「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津表層地質図」(平成 3 年 3 月、神奈川県)
18. 「下水道公共下水道台帳」(令和 5 年 6 月閲覧、川崎市 HP)
19. 「令和 4 年度水環境データ集」(令和 6 年 3 月、川崎市)
20. 「洪水ハザードマップ(川崎区)」(令和 5 年 10 月更新、川崎市 HP)
21. 「令和 4 年度 川崎市の災害概要」(令和 5 年 7 月、川崎市)
22. 「川崎港港湾計画資料(その 1) -改定-」(平成 26 年 11 月、川崎市)
23. 「川崎港の生きもの」(平成 31 年 3 月、川崎市 HP)
24. 「川崎港港湾計画」(平成 26 年 11 月改訂、川崎市 HP)
25. 「第 8 次川崎市自然環境調査報告書」(2016 年 3 月、川崎市教育委員会・特定非営利活動法人かわさき自然調査団)
26. 「国土情報ウェブマッピングシステム」(令和 6 年 1 月閲覧、国土交通省 HP)
27. 「町丁別世帯数・人口(令和 5 年 12 月現在)」(令和 6 年 1 月更新、川崎市 HP)
28. 「川崎市の経済 -令和 3 年経済センサス活動調査結果(確報)-」(令和 6 年 2 月更新、川崎市 HP)
29. 「ガイドマップかわさき」(令和 6 年 1 月閲覧、川崎市 HP)
30. 「国土数値情報ダウンロード 用途地域」(令和 6 年 1 月閲覧、国土交通省 HP)
31. 「土地利用現況図(川崎区)」(平成 31 年 3 月、川崎市まちづくり局)
32. 「神奈川県土地利用現況図」(平成 31 年、神奈川県国土整備局都市部都市計画課)
33. 「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」(令和 6 年 1 月閲覧、国土交通省 HP)
34. 「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」(令和 6 年 1 月閲覧、国土交通省 HP)

35. 「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査 集計表」  
(令和 6 年 1 月閲覧、国土交通省 HP)
36. 「川崎市統計書令和 5 年(2023 年)版」(令和 6 年 3 月、川崎市)
37. 「エリアごとの路線図」(令和 6 年 1 月閲覧、川崎市交通局 HP)
38. 「路線図」(令和 6 年 1 月閲覧、川崎鶴見臨港バス HP)
39. 「こどもの施設案内」(令和 6 年 1 月閲覧、川崎市 HP)
40. 「学校教育・学校施設」(令和 6 年 1 月閲覧、川崎市教育委員会 HP)
41. 「神奈川県公立学校名簿」(令和 6 年 1 月閲覧、神奈川県 HP)
42. 「神奈川県私立学校名簿」(令和 6 年 1 月閲覧、神奈川県 HP)
43. 「川崎市立図書館一覧」(令和 6 年 1 月閲覧、川崎市立図書館 HP)
44. 「高齢者施設のご案内」(令和 6 年 1 月閲覧、川崎市 HP)
45. 「国土数値情報ダウンロード 医療機関データ」(令和 6 年 1 月閲覧、国土交通省 HP)
46. 「川崎の公園(令和 4 年 3 月現在)」(令和 5 年 8 月更新、川崎市建設緑政局緑政部みどりの  
管理課 HP)
47. 「文化遺産オンライン」(令和 6 年 1 月閲覧、文化庁 HP)
48. 「かわさき産業ミュージアム」(令和 6 年 1 月閲覧、川崎市 HP)
49. 「令和 5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」(令和 6 年 3 月、川崎市)
50. 「令和 4 年度の大気環境及び水環境の状況等について」(令和 5 年 7 月、川崎市)
51. 「水質年報」(平成 30 年度～令和 3 年度、川崎市)
52. 「地盤情報 市内の標高」(令和 6 年 4 月更新、川崎市 HP)
53. 「区域の指定」(令和 6 年 5 月更新、川崎市 HP)
54. 「環境局事業概要(公害編)」(令和元年度～令和 4 年度、川崎市)
55. 「第五次環境基本計画」(平成 30 年 4 月 17 日閣議決定)
56. 「川崎市環境基本計画」(令和 3 年 2 月改定)
57. 「川崎市環境影響評価等技術指針」(令和 3 年 3 月改訂、川崎市)
58. 「川崎市大気・水環境計画」(令和 4 年 3 月策定)
59. 「建設廃棄物処理指針」(平成 23 年 3 月 30 日環廃産第 110329004 号)
60. 「建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省要綱)」(平成 14 年 5 月 30 日改正)
61. 「川崎市一般廃棄物処理基本計画」(平成 28 年 3 月策定)
62. 「廃棄物保管施設設置基準要綱(川崎市要綱)」(平成 6 年 4 月 1 日改正)
63. 「建設廃棄物の適正管理の手引き」(令和 4 年 3 月、川崎市)
64. 「産業廃棄物適正処理の手引き(事業者用)」(令和 5 年 3 月、川崎市)
65. 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」(令和 4 年 3 月改定)
66. 「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」(平成 29 年 3 月改定)
67. 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(令和 5 年 4 月、環境省・経済産業省)
68. 「熱供給事業便覧 令和 4 年版」(一般社団法人 日本熱供給事業協会)
69. 「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)ーR4 年度実績ー」(令  
和 5 年 12 月、環境省)
70. 「算定方法・排出係数一覧」(環境省 HP)

71. 「令和 4 年度エネルギー消費統計調査結果（石油等消費動態統計を含まない）」（2024 年 3 月公開、資源エネルギー庁）
72. 「民生（業務）分野における温暖化対策技術導入マニュアル」（環境省）
73. 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）
74. 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）
75. 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）
76. 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成 12 年 12 月、公害研究対策センター）
77. 「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（答申）」（昭和 53 年 3 月、中央公害審議会）
78. 「土木技術資料（第 42 巻第 1 号）」（平成 12 年 1 月、財団法人土木研究センター）
79. 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）
80. 「国土技術政策総合研究所資料No.671 道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成 22 年度版）」（平成 24 年 2 月、国土交通省国土技術政策総合研究所）
81. 「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（監修：厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課、発行：社団法人全国都市清掃会議）
82. 「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）
83. 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）
84. 「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第 4.1 版）」（令和 3 年、環境省）
85. 「騒音に係る環境基準について」（平成 24 年改正、環境庁告示第 54 号）
86. 「環境騒音の表示・測定方法」（JIS Z 8731 : 2019）
87. 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」（平成 24 年川崎市告示第 135 号）
88. 「建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN-Model 2007”」（日本音響学会誌 64 巻 4 号）（平成 20 年 4 月、社団法人日本音響学会）
89. 「道路環境影響評価の技術手法（令和 2 年度版）」（令和 2 年 9 月、国土交通省国土技術政策総合研究所）
90. 「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2018”」（一般社団法人日本音響学会）
91. 「実務的騒音対策指針（第二版）」（1994 年、技報堂出版㈱）
92. 「前川チャートの数式表示について」（1991 年、騒音制御 Vol. 15No. 4）
93. 「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）
94. 「振動レベル計」（JIS C 1510）
95. 「道路環境整備マニュアル」（平成元年 1 月、日本道路協会）
96. 「低騒音型・低動型建設機械の指定に関する規程」（平成 13 年 4 月、国土交通省告示第 487 号）
97. 「建設作業振動対策マニュアル」（平成 24 年 11 月、一般社団法人日本建設機械施工協会）
98. 「建設騒音及び振動の防止並びに排除に関する調査試験報告書」（昭和 54 年 10 月、建設省土木研究所機械研究室）

99. 「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック」(平成 13 年 2 月、社団法人日本建設機械化協会)
100. 「令和 4 年度環境局事業概要―廃棄物編―」(令和 4 年 8 月、川崎市)
101. 「川崎市産業廃棄物実態調査報告書(令和元年度実績)」(令和 3 年 1 月、川崎市)
102. 「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 HP)
103. 「造園施工管理技術編改訂 28 版」(2021 年 5 月、一般社団法人日本公園緑地協会)
104. 「自然環境アセスメント指針」(平成 2 年 1 月、社団法人環境情報科学センター)
105. 「神奈川県における潜在自然植生」(昭和 51 年 3 月、宮脇昭編著、神奈川県教育委員会)
106. 「川崎市および周辺の植生-環境保全と環境保全林創造に対する植生学的研究-」(昭和 56 年 3 月、宮脇昭ほか、横浜植生学会)
107. 「建造物によるテレビ受信障害調査要領・テレビ受信状況調査要領 (平成 30 年 6 月改訂)」(一般社団法人日本 CATV 技術協会)
108. 「ゼンリン住宅地図」
109. 「デジタル中継局開局情報」(総務省ホームページ)
110. 「テレビ放送用電波の周波数一覧」(令和 6 年 4 月閲覧、一般社団法人映像情報メディア学会 HP)
111. 「全国デジタルテレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」(2010 年、(株)NHK アイテック)
112. 「衛星放送の現状(令和 5 年度版)」(令和 5 年 4 月、総務省情報流通行政局衛星・地域放送課)
113. 「神奈川県交通事故統計 12 月」(神奈川県 HP)
114. 「造園施工管理 技術編」(昭和 50 年 10 月、社団法人日本公園緑地協会)

